

○厚生労働省令第三十八号  
 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する省令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第二項及び第三項の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成三十一年三月二十七日  
 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令  
 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（調整対象収入額の算定方法）</p> <p><b>第五条</b> 調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし、<u>四万五千八百九十五円四十三銭</u>を超える場合は<u>四万五千八百九十五円四十三銭</u>とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。）に、当該都道府県の平均被保険者数（当該都道府県に係る当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数）を乗じて得た額</p> <p>調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額  <math>\times 0.376516073</math>  <small>当該都道府県の平均被保険者数</small></p> <p>ロ 当該都道府県の賦課期日（法第七十六条の二に規定する賦課期日）をいう。以下この条において同じ。）における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第二十九条の七第二項第四号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額に、次の</p>	<p>（調整対象収入額の算定方法）</p> <p><b>第五条</b> 調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし、<u>四万四千六百六十四円三十九銭</u>を超える場合は<u>四万四千六百六十四円三十九銭</u>とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。）に、当該都道府県の平均被保険者数（当該都道府県に係る当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額</p> <p>調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額  <math>\times 0.3820 + 577円1銭</math>  <small>当該都道府県の平均被保険者数</small></p> <p>ロ 当該都道府県の賦課期日（法第七十六条の二に規定する賦課期日）をいう。以下この条において同じ。）における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第二十九条の七第二項第四号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額に、次の</p>

厚生労働大臣 根本 匠



4 一万四千九十四円九十四銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇一九〇三七〇三二八〇三を乗じて得た額との合計額が十六万円を超える世帯があるときは、第一項第三号口における基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

〔当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者  
に属する基礎控除後の総所得金額等の合計額〕

$$160,000円 - 14,094円94銭 \times \frac{〔賦課期日に当該世帯に属する〕}{〔介護納付金賦課被保険者の数〕}$$

0.019037032803

(特別調整交付金の額)

第六条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。)第四条第三項に掲げる事由に基づき交付する特別調整交付金は、次に掲げる額の合算額とする。

一 次のイからラまでに掲げる場合に該当する当該都道府県内の市町村がある場合  
当該各市町村における当該イからラまでにそれぞれ定める額の合算額の総額

イ (略)

ロ 施行令第二十九条の七の二第二項又は地方税法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等(以下このロにおいて「特例対象被保険者等」という。)の保険料を減額する場合

(1)及び(2)に掲げる額の合算額(零未満の場合は零とする。)並びに(3)及び(4)に掲げる額の合算額(零未満の場合は零とする。)の合算額

(1) (略)

ハ (略)

ニ (略)

(市町村調整対象需要額の算定方法)

第七条 市町村調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 イ及びロに掲げる額の合算額からハ及びニに掲げる額を控除した額

イ 当該市町村に係る第四条第一項第一号イ(1)から(11)までに掲げる額の合算額(当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において前期高齢者交付金がある都道府県内の市町村にあつては、当該前期高齢者交付金の額に次の式により算定した数(乗じて得た額(ハ)及び第三項において「前期高齢者交付金按分額」という。)を控除した額)

(当該市町村に係る算定政令第九條第一項第二号ロの年齢調整後医療費指数) × (当該都道府県に係る国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令(平成二十九年厚生労働省令第一百一十号。以下この項において「交付金等省令」という。)第三十一條第七項第二号の基礎都道府県標準所得係数 × (当該市町村に係る算定政令第九條第六項第一号に掲げる数 + 当該市町村に係る算定政令第九條第七項第一号に掲げる数))

(1 + 当該都道府県に係る交付金等省令第三十一條第七項第二号の基礎都道府県標準所得係数) × (前期高齢者交付金按分調整係数)

ロ (略)

二 (略)

2 (略)

4 一万四千四十七円七十一銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇一九五七二八五二七五を乗じて得た額との合計額が十六万円を超える世帯があるときは、第一項第三号口における基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

〔当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者  
に属する基礎控除後の総所得金額等の合計額〕

$$160,000円 - 14,047円71銭 \times \frac{〔賦課期日に当該世帯に属する〕}{〔介護納付金賦課被保険者の数〕}$$

0.01957285275

(特別調整交付金の額)

第六条 算定政令第四条第三項に掲げる事由に基づき交付する特別調整交付金は、次に掲げる額の合算額とする。

一 次のイからラまでに掲げる場合に該当する当該都道府県内の市町村がある場合  
当該各市町村における当該イからラまでにそれぞれ定める額の合算額の総額

イ (略)

ロ 施行令第二十九条の七の二第二項又は地方税法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等(以下このロにおいて「特例対象被保険者等」という。)の保険料を減額する場合

次に掲げる額の合算額

(1) (略)

ハ (略)

ニ (略)

(市町村調整対象需要額の算定方法)

第七条 市町村調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 イ及びロに掲げる額の合算額からハ及びニに掲げる額を控除した額

イ 当該市町村に係る第四条第一項第一号イ(1)から(11)までに掲げる額の合算額(当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において前期高齢者交付金がある都道府県内の市町村にあつては、当該前期高齢者交付金の額に次の式により算定した数(乗じて得た額(ハ)及び第三項において「前期高齢者交付金按分額」という。)を控除した額)

(当該市町村に係る算定政令第九條第一項第二号ロの年齢調整後医療費指数) × (当該都道府県に係る国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令(平成二十九年厚生労働省令第一百一十号。以下この項において「交付金等省令」という。)第三十一條第七項第二号の基礎都道府県標準所得係数 × (当該市町村に係る算定政令第九條第六項第一号に掲げる数) + (当該市町村に係る算定政令第九條第七項第一号に掲げる数))

(1 + 当該都道府県に係る交付金等省令第三十一條第七項第二号の基礎都道府県標準所得係数)

ロ (略)

二 (略)

2 (略)

附 則

(退職被保険者等所属都道府県の調整交付金の特例)

第二条 法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県(次条において「退職被保険者等所属都道府県」という。)について、第四条から第七条までの規定及び附則第七条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第四条第一項第一号</p>	<p>合算額( )</p>	<p>合算額から法附則第七条第一項第二号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合(以下「退職被保険者等所属割合」という。)を乗じて得た額を控除した額( )</p>
<p>第四条第一項第一号イ(1)</p>	<p>請求に係る</p>	<p>請求に係る一般被保険者(法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

附 則

(退職被保険者等所属都道府県の調整交付金の特例)

第二条 法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県(次条において「退職被保険者等所属都道府県」という。)について、第四条から第七条までの規定及び附則第七条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第四条第一項第一号</p>	<p>合算額( )</p>	<p>合算額から法附則第七条第一項第二号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合(次号において「退職被保険者等所属割合」という。)を乗じて得た額を控除した額( )</p>
<p>第四条第一項第一号イ(1)</p>	<p>係る</p>	<p>係る一般被保険者(法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

第六条第一号ロ(3)及び(4)	(略)	介護納付金賦課被保険者の	(略)	介護納付金賦課被保険者(一般被保険者に限る。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第七条第一項第一号イ	第四条第一項第一号イ(1)	当該前期高齢者交付金の額	附則第二条の規定により読み替えられた第四条第一号イ(1)	当該前期高齢者交付金の額に法附則第七条第一項第二号に規定する調整対象基準額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を加えた額
		第九条第六項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号
第七条第一項第一号ロ	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第七条第一項第二号イ	第十条第四項第一号	第十条第四項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号
第七条第一項第二号ロ	(略)	(略)	(略)	(略)
第七条第一項第三号ハ	繰入金に相当する額	繰入金及び当該年度に納付すべき退職被保険者等に係る保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額として賦課された額を施行令第二十九条の七第五項又は地方税法第七百三条の五に定める基準に従い減額するものとした場合に減額することとなる額の合算額	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(平成二十年度から平成三十年度までの各年度における別表第一に定める率の特例)

**第四条** 平成二十年度から平成三十年度までの各年度においては、法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者であつて、平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に達したものに對する別表第一の規定の適用については、同表当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乘ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9779」、「0.9480」、「0.9180」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「1」、「1.0000」、「0.9687」及び「0.9295」となる。

第六条第一号ロ(3)及び(4)	(略)	介護納付金賦課被保険者の	(略)	介護納付金賦課被保険者(一般被保険者に限る。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第七条第一項第一号イ	第四条第一項第一号イ(1)	附則第二条の規定により読み替えられた第四条第一号イ(1)	附則第二条の規定により読み替えられた第四条第一号イ(1)	附則第二条の規定により読み替えられた第四条第一号イ(1)
		第九条第六項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号
第七条第一項第一号ロ	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第七条第一項第二号イ	第十条第四項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号	(略)	(略)
第七条第一項第二号ロ	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(平成二十年度から平成二十九年度までの各年度における別表第一に定める率の特例)

**第四条** 平成二十年度から平成二十九年度までの各年度においては、法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者であつて、平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に達したものに對する別表第二の規定の適用については、同表当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乘ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9779」、「0.9480」、「0.9180」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「1」、「1.0000」、「0.9687」及び「0.9295」となる。

